



平成 30 年 8 月号

外国人従業員の退職について

外国人従業員が入社の際には、就労に必要な在留資格の手続き・確認や社会保険等の氏名の登録、被扶養者認定の証明書類等で注意すべき事項がありますが、退職する際にも、いくつか留意すべき事項があります。

① 在留資格について

退職後すぐに帰国する場合を除いて、在留資格「技術・人文知識・国際業務」など所属機関等の存在が在留資格の基礎となっている外国人の方の場合には、退職変更があった日から14日以内に在留審査を行う最寄りの地方入国管理局に届け出る必要があります。たとえば、在留期間がまだ残っていたとしても、届出は速やかに行ってください。次回の更新申請等に影響を及ぼす可能性があります。所属機関等に関する届出の場合は、氏名・生年月日・性別・国籍・地域・住居地・在留カード番号に加えて、届出の事由等を記載した書面を地方入国管理局に提出します。

② 「退職証明書」について

外国人従業員が日本に在留継続する場合は、退職時に退職証明書の交付が必要です。転職時などに在留資格の変更や就労資格証明書の交付申請を行う際に入管への提出物として必要なためです。

退職証明書は、労働基準法に従って作成交付します。

労働基準法第22条1項

労働者が退職の場合において、

○使用期間（会社に在籍した期間）○業務の種類（職務内容等）○地位（社内の役職等）○賃金、
○退職の事由（解雇の場合はその理由も含む）について証明書を請求した場合においては遅滞なくこれを交付しなければならない。

但し、3項において、証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならないという但し書きがありますので、例えば賃金について記載は不要、という申し出があれば、記載してはいけません。しかし、外国人の場合については、在留資格の手続きで、入社日・退社日の使用期間と、業務の種類は、必要記載事項になりますので、従業員にその旨を伝えたくて記載するのが望ましいでしょう。

③ 住民税

前年の所得に対して、原則として、賦課期日（その年の1月1日）の住所地の市町村で課税されます。これは、年度の途中で帰国する場合でも支払が必要になりますので、特にすぐに帰国の予定がある場合には注意が必要です。

④ 脱退一時金

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針において、厚生年金保険について、その加入期間が6月以上の外国人労働者が帰国する場合、帰国後、加入期間等に応じた脱退一時金の支給を請求し得る旨を帰国前に説明するとともに、年金事務所等の窓口を教示するよう努めること、とされていますので、会社の担当者も帰国予定の外国人従業員には伝えてあげるようにしてください。

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>